

盛岡広域振興局長告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年2月25日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0352200216	多機能型事業所 朝日田さぷり	紫波郡紫波町日詰字朝日田23番地1	令和7年3月31日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0352200216	多機能型事業所 朝日田さぷり	紫波郡紫波町日詰字朝日田23番地1	令和7年3月31日